藤枝市DV防止基本計画

DV

～配偶者等からの暴力のない
安心して暮らせるまち ふじえだ～

藤 枝 市

平成26年3月

安心して暮らせるまちに向けて

本市では、『元気共奏・飛躍ふじえだ』の理念のもと、藤枝の元気づくりに、そして、藤枝を中心とした地域全体の元気へとつながるまちづくりに全力で取り組んでおります。

元気であるためには、すべての市民がお互いに尊重しあい、安心して暮らしやすい社会こそが基本であります。しかしながら、残念なことに私たちの周りには、女性に対する暴力や子どもなどへの虐待をはじめ、様々な人権侵害が存在し、また、社会環境の急速な変化とともに人権問題は多様化・複雑化してきています。

本市では、第５次総合計画に基づき、これまでも人権問題に対する様々な施策を講じてきましたが、このたび配偶者等からの暴力（DV:ドメスティックバイオレンス）のない社会づくりを進めるために「藤枝市 DV 防止基本計画」を策定しました。

今後は、この基本計画に基づき、相談支援の一層の充実を図るとともに、DV 被害者の安全な保護と自立支援に向けた取り組みの更なる強化に努めてまいります。また、関係機関と協働しながら、すべての人の人権が尊重され、本計画の基本理念としている「～配偶者等からの暴力のない　安心して暮らせるまち　ふじえだ～」が実現できるように取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この度の基本計画の策定にあたり、ご熱心にご協議いただきました藤枝市要保護児童対策地域協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の方々に心からお礼を申し上げます。

平成２６年３月

藤枝市長　**北村正平**

目　　次

第1章　計画の基本的な考え方

1　計画策定の経緯と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章　計画の体系及び推進

1　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2　連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章　施策の展開

基本目標１　ＤＶを許さない、見逃さない環境づくりの推進
重点施策１　市民への広報・啓発の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～10
重点施策２　若年層への教育・啓発の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
重点施策３　相談窓口の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
重点施策４　関係機関との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

基本目標２　いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり
重点施策１　相談体制と機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12～13
重点施策２　相談員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
重点施策３　外国人・高齢者・障害のある人への対応・・・・・・・・・・・・・・・14

基本目標３　ＤＶ被害者とその子どもの安全を守る保護環境の整備
重点施策１　緊急時における安全の確保と一時保護・・・・・・・・・・・・・・・・15
重点施策２　被害者に関する情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15～16

基本目標４　ＤＶ被害者の自立に向けたきめ細やかな支援の充実
重点施策１　生活再建に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
重点施策２　子どもへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17～18
重点施策３　庁内の連携体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18～19
重点施策４　民間支援団体等との協働・連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

＜参考資料＞
1　ＤＶ防止のための主な支援施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20～24
2　計画の策定経過及び策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25～27
3　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）・・・・・・・28～40
4　用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41～43

第 1 章　計画の基本的な考え方

1　計画策定の経緯と目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかしながら、外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DV は、被害者やその子どもの身体や精神に深い傷を残し、社会全体に深刻な影響を与えるものであり、単なる個人的な問題ではなく、社会全体で取組む必要がある重要な問題です。

このような状況を改善するため、国では平成 13 年 4 月に配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）が制定されました。

その後、平成 16 年 5 月の DV 防止法改正により、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針策定及び都道府県における基本計画策定の義務化等が行われ、19 年 7 月には、基本計画策定を市町村の努力義務とすることを盛り込んだ改正が行われたことで、住民の最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要になりました。さらに、平成 25 年 7 月の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者も DV 防止法の対象となりました。

本市では、市民意識調査（平成 23 年度）の結果から「DV がテレビや新聞などで問題になっていることを知っている」と答えた人は半数程度であり、DV に対する市民意識は高いとは言えない状況です。「藤枝市男女共同参画第 2 次行動計画」（平成 20 年度～29 年度）の基本目標の 1 つに「人権の尊重と男女共同参画意識の確立」を掲げ、配偶者等からの暴力の防止のため、人権尊重を基盤とした啓発活動や関係機関との連携による被害者に対する相談・支援体制の強化に取組んでいるところです。

今後は、市民一人ひとりが DV を容認しない社会の実現に向けて、DV 防止に係る市の施策を総合的、体系的に整理した「藤枝市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下「藤枝市 DV 防止基本計画」という。）を策定し、すべての人が安全で安心して暮らすことができる DV のない社会の実現を目指します。

2　計画の位置付け

この計画は、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく藤枝市の基本計画として策定するとともに「藤枝市男女共同参画第 2 次行動計画」の基本目標 1「人権の尊重と男女共同参画意識の確立」の中に設定されている、重点目標 3「男女間の暴力やセクシャル・ハラスメント等の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けています。また、国、県及び関係機関との連携による一体的な施策の推進を図ることとしています。

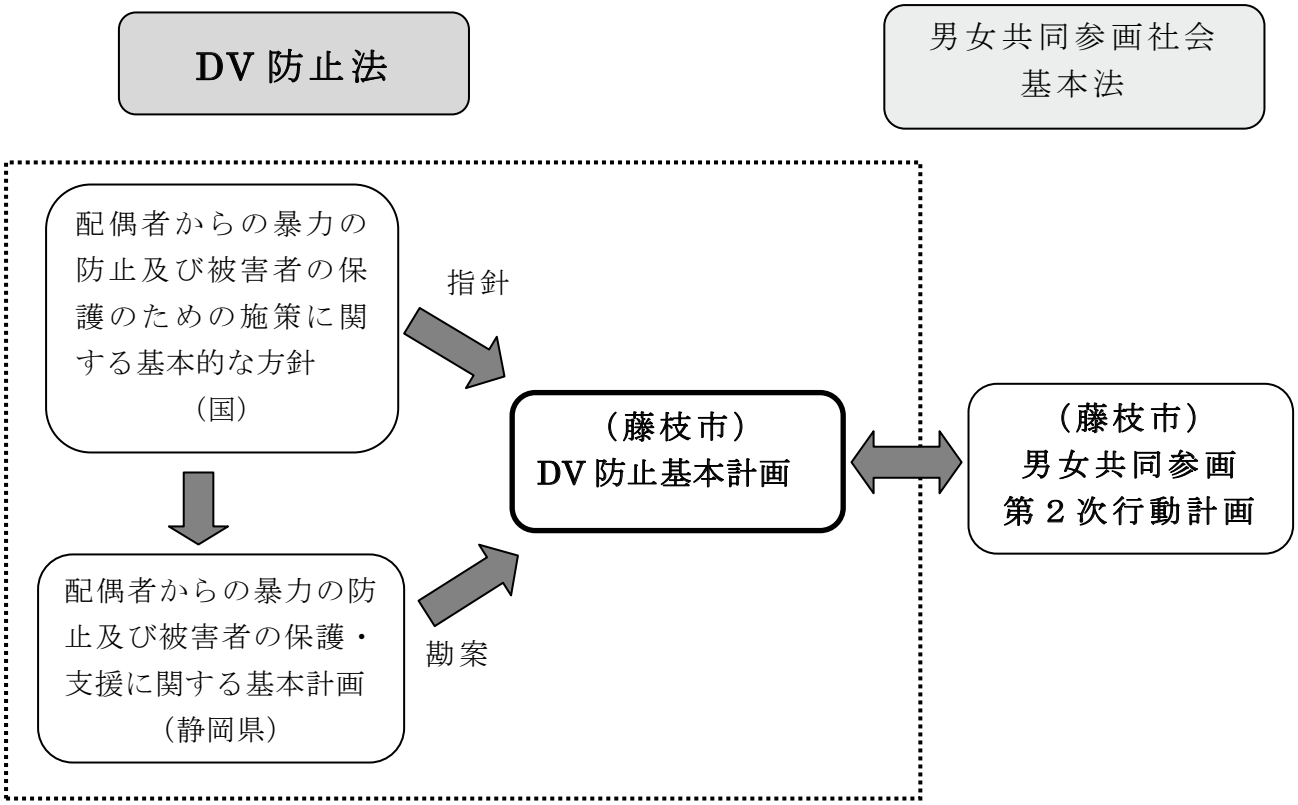

3　計画の期間

この計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。ただし、DV 防止法、国の基本方針等が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

第 2 章　計画の体系及び推進

1　基本方針

（1）基本理念

配偶者等からの暴力のない　安心して暮らせるまち　ふじえだ

DV は重大な人権侵害であり、市民が安全で安心して暮らすため、DV のない社会の実現に向けて、本計画の基本理念とします。

（2）基本目標

【基本目標１】　DV を許さない、見逃さない環境づくりの推進

許さない

DV はどんな理由があっても決して許されないという認識に立ち、早期発見のために市民への周知、啓発が必要です。

【基本目標２】　いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

安　心

孤立しがちな被害者が、安心して相談ができ、的確な対応ができる相談体制の強化が必要です。

【基本目標３】　DV 被害者とその子どもの安全を守る保護環境の整備

安　全

被害者とその家族を加害者による執拗な捜索から守るため、関係機関の効果的な連携が必要です。

【基本目標４】　DV 被害者の自立に向けたきめ細やかな支援の充実

支　援

被害者が新たな生活を始めるために、住居や就労、心のケアなどきめ細やかな支援が必要です。

（３）　計画の体系

この計画は、今後の DV 被害者の保護や支援の方向性を示すものであり、市民に対する広報・啓発による社会全体の意識改革、DV 被害者に対する相談や保護、生活の自立に向けた支援が必要であることから、計画の柱として 4 つの基本目標を掲げ、それぞれに施策の方向を位置づけて推進します。

基本理念	基　本　目　標	重　点　施　策
配偶者等からの暴力のない　安心して暮らせるまち　ふじえだ	許さない 1　DV を許さない、見逃さない環境づくりの推進	（１）市民への広報・啓発の実施 （２）若年層への教育・啓発の実施 （３）相談窓口の周知 （４）関係機関との連携強化
	安心 2　いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり	（１）相談体制と機能の充実 （２）相談員の資質向上 （３）外国人・高齢者・障害のある人への対応
	安全 3　DV 被害者とその子どもの安全を守る保護環境の整備	（１）緊急時における安全の確保と一時保護 （２）被害者に対する情報の保護
	支援 4　DV 被害者の自立に向けたきめ細やかな支援の充実	（１）生活再建に向けた支援 （２）子どもへの支援 （３）庁内の連携体制の強化 （４）民間支援団体との協働・連携

2　連携体制

（1）関係機関との連携フロー

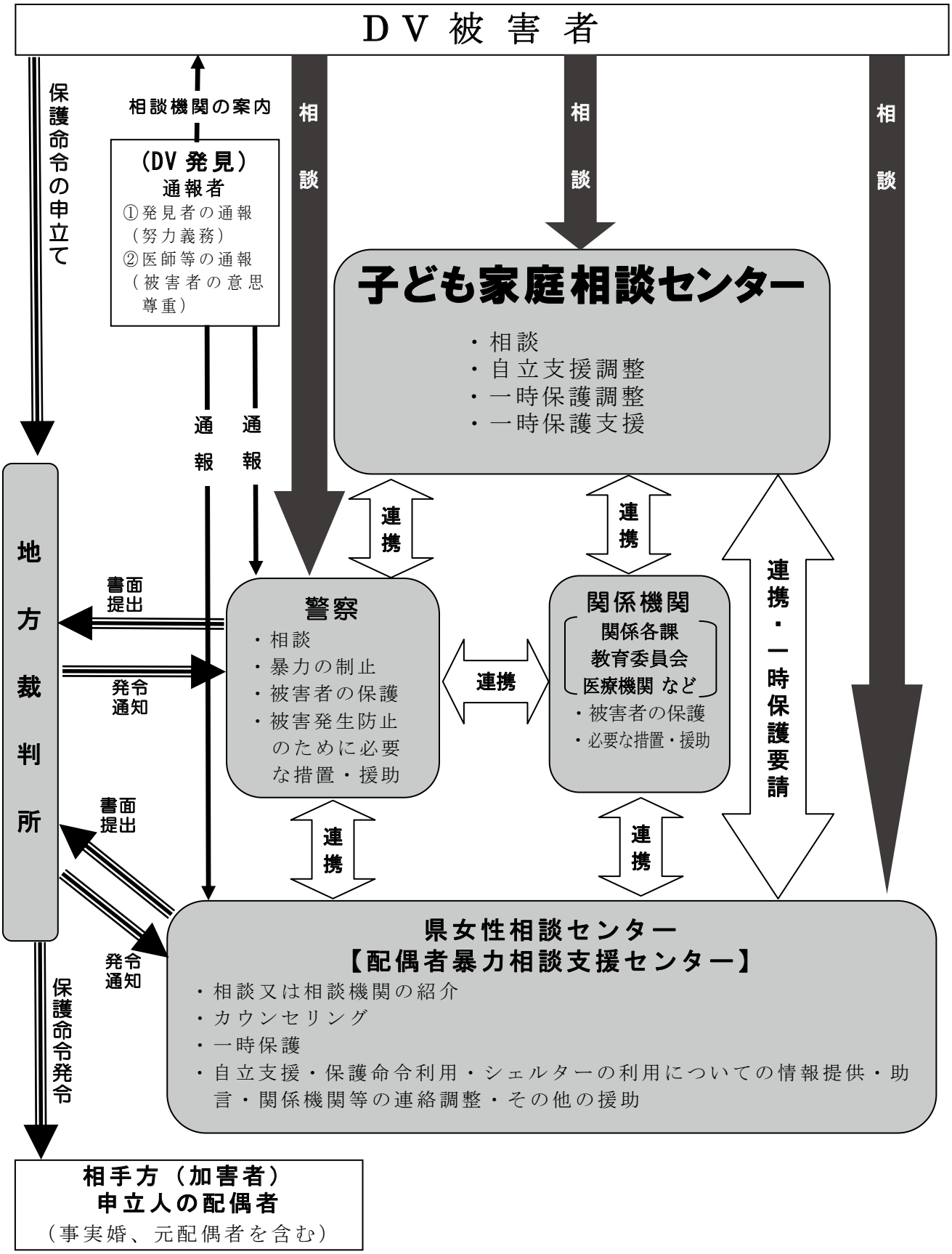

（２）市 DV 相談受付フロー

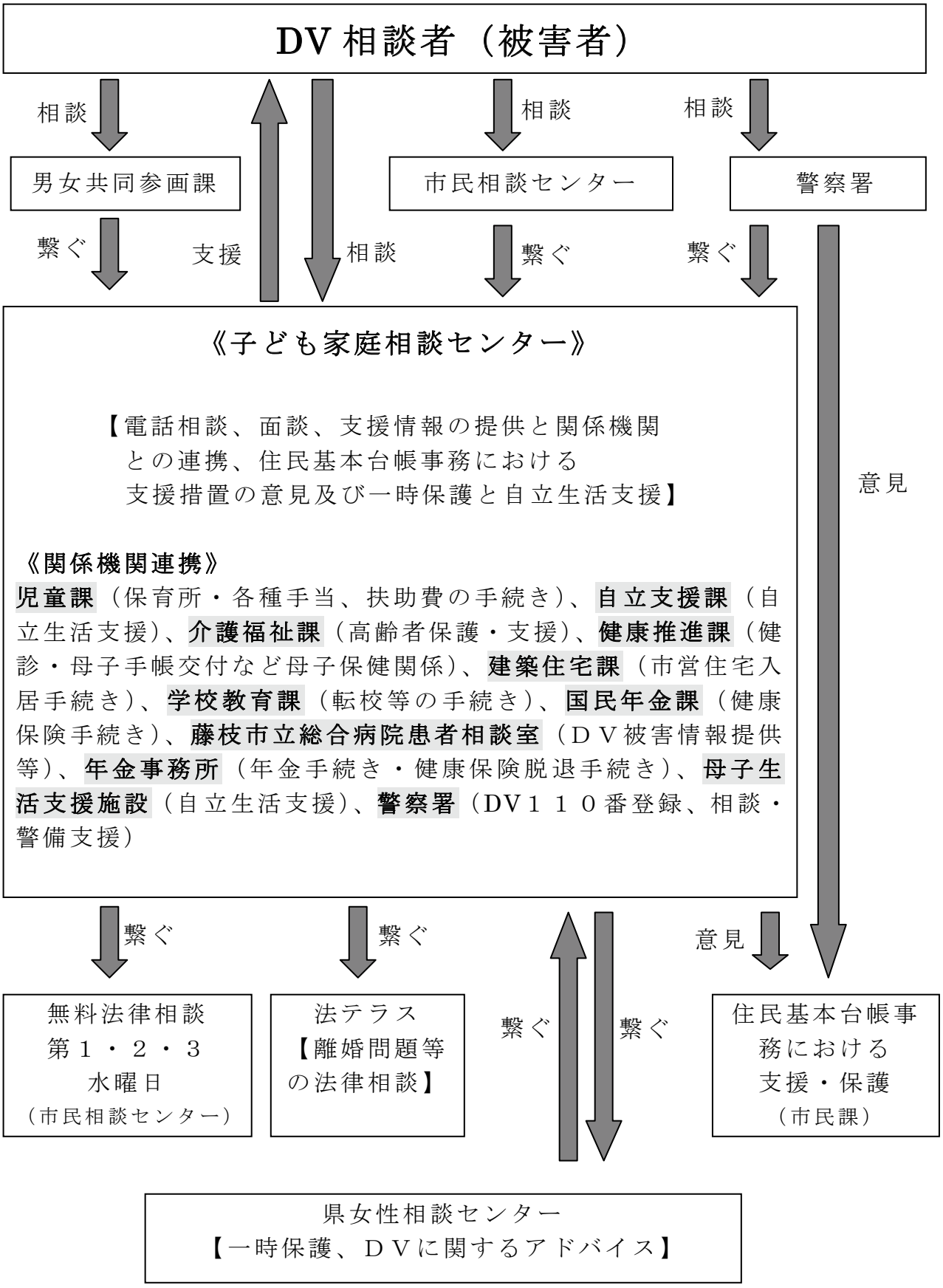

（３）市 DV 一時保護フロー

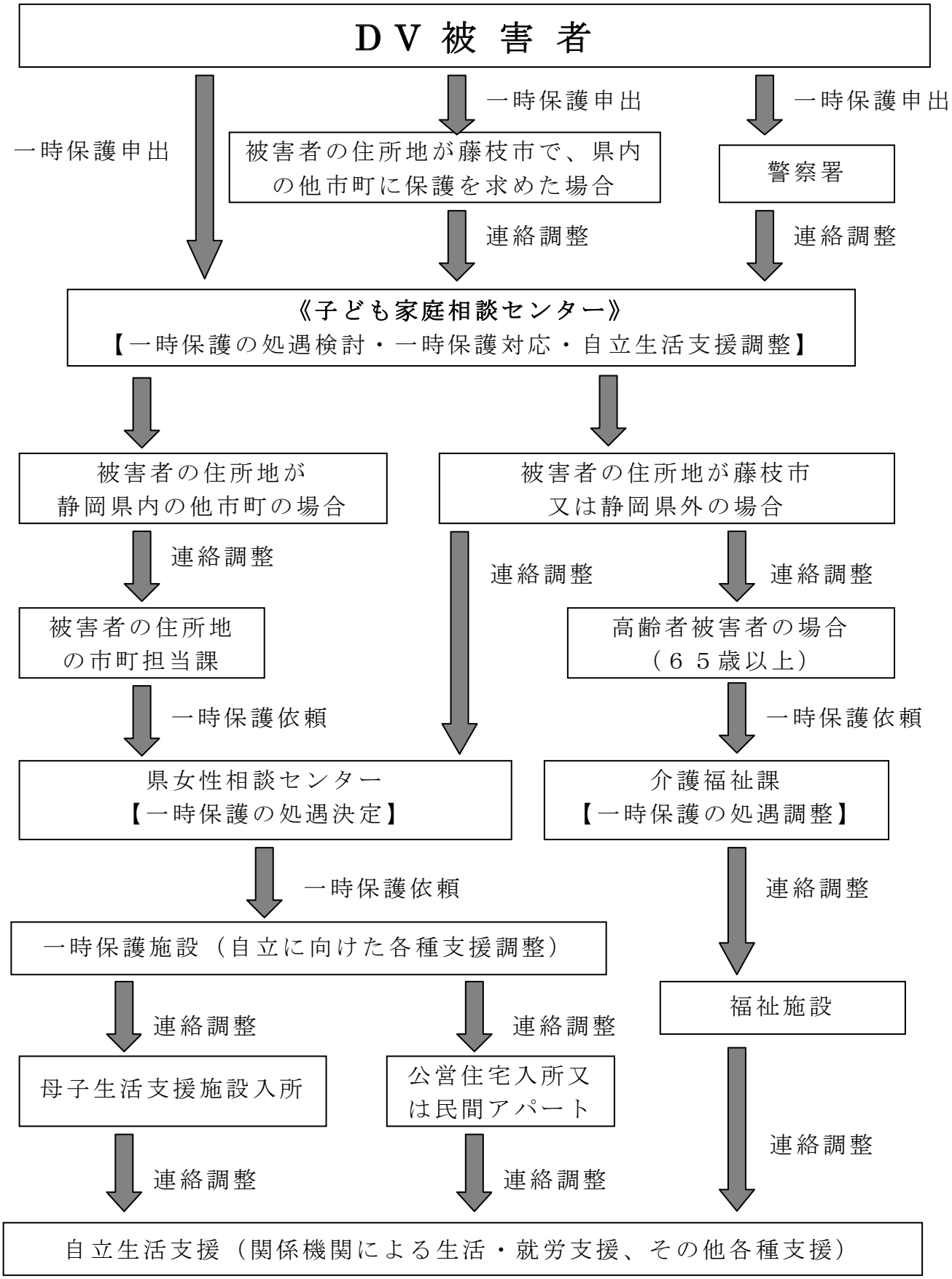

３　計画の推進体制

DV の予防、被害者の安全確保や一時保護、自立支援等の様々な分野で横断的な施策を推進するためには、市民、行政、民間支援団体を含む関係機関との連携・協働が必要です。

このため、関係機関の実務者で構成される「児童虐待・DV 部会」において、計画の推進状況及び効果について協議を行い、その代表者で構成される「藤枝市要保護児童対策地域協議会」に報告し、当該協議会において、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。

また、「藤枝市男女共同参画第 2 次行動計画」にも位置付けられていることから、進行管理の結果を「男女共同参画会議」に報告していきます。

第 3 章　施策の展開

《基本理念》
配偶者等からの暴力のない　安心して暮らせるまち　ふじえだ

基本目標 1　DV を許さない、見逃さない環境づくりの推進

重点施策 1　市民への広報・啓発の実施

（現状と課題）

DV は配偶者やパートナーなどの親密な間柄で発生するため、暴力が潜在化しやすく、また、周囲からも個人や家庭の問題として過少にみなされる傾向にあります。このため、周囲の人たちが気づいたり、被害者が相談したりするまでに被害が拡大する恐れがあることから、早期発見が重要になります。

平成 23 年度市民意識調査によると、過去 1 年間に DV を経験した女性の割合は 8.5%となっています。DV がテレビや新聞などで問題になっていることを知っている人は、女性 50.9%、男性 52.2%と DV に対する市民の関心を高めることが必要となっています。

藤枝市における DV の経験・見聞き

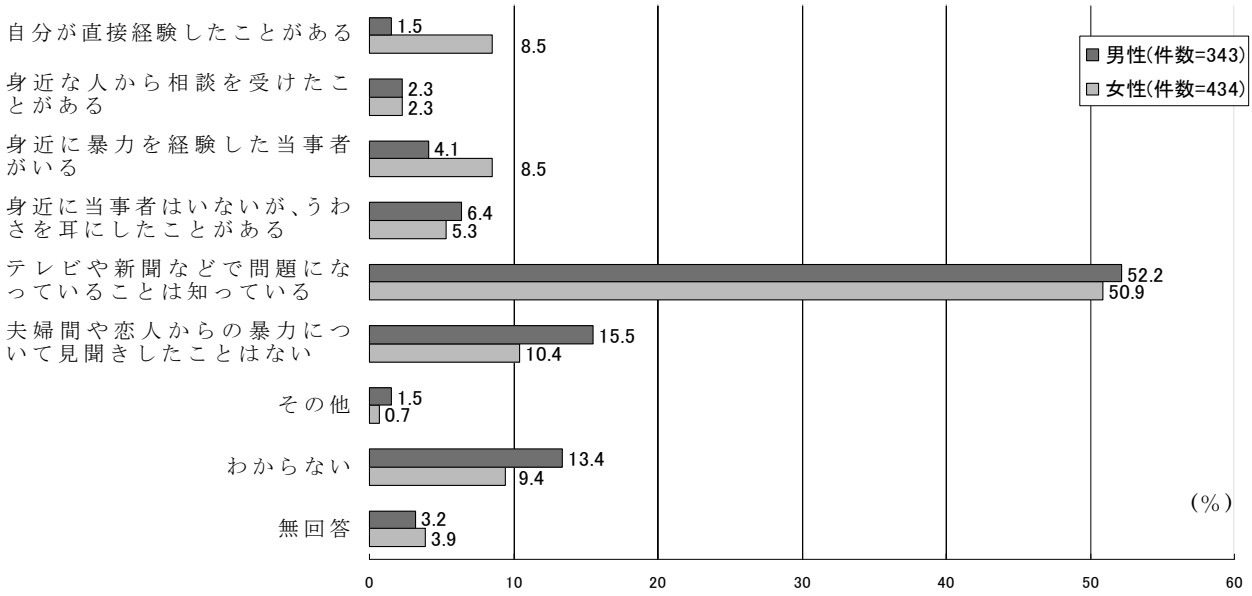

資料出所：平成 23 年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●市民に対する広報・啓発 広報紙や市のホームページなどにより、DVについての知識やＤＶが犯罪を含む行為であるということを広く認知されるよう啓発していきます。	子ども家庭相談センター 男女共同参画課
●DV防止講座の実施 DV防止や支援に関する理解を深めるために、市民向けの講座の開催を実施します。	子ども家庭相談センター 男女共同参画課

重点施策２　若年層への教育・啓発の実施

（現状と課題）

DV は相手の人格の尊厳を傷つける人権侵害であり社会全体で取り組むべき人権問題です。若いうちから DV の認識を持ち、暴力に拠らない人間関係を築いていくことの大切さを教えていくことが今後の DV 防止につながっていくと考えられます。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●学校等における予防教育の実施 人権や男女共同参画などの教育を通じて、人権の尊重や男女平等の意識の育成に努めます。	学校教育課 男女共同参画課
●デート DV（交際相手などからの暴力）防止講座の実施 若い世代に向けて、デート DV 防止の出前講座の実施や県が実施している講座の情報提供を行います。	子ども家庭相談センター 男女共同参画課 学校教育課

重点施策３　相談窓口の周知

（現状と課題）

広報紙・市のホームページなどにより、相談窓口や直通電話番号の周知を進めてきました。また、平成 22 年度より相談・面談・通報カードを作成し、市内のスーパーマーケット等に設置してきました。今後も被害者への支援を進めるために、情報メディアを活用して相談窓口の広報を推進していく必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●相談窓口案内カード等の配布 相談窓口案内カードや DV に関するチラシ等を公民館、窓口などに配置し、相談窓口の周知を行います。	子ども家庭相談センター
●情報メディアを活用した広報活動 広報紙・市のホームページのほか報道機関など、様々な情報媒体を利用し相談窓口の紹介を行います。	子ども家庭相談センター

重点施策４　関係機関との連携強化

（現状と課題）

DV 被害の拡大を防ぐため、被害を発見しやすい立場にある医師等医療関係者や保健及び地域福祉に携わる職員にも、DV に対する理解や DV 被害者への対応について啓発するとともに、協力を求めていく必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●DV 早期発見のための関係者への啓発 教育・保育・地域福祉活動などに従事する、DV を発見する可能性の高い関係者に対して、DV の周知と協力を呼びかけます。	子ども家庭相談センター 男女共同参画課
●医療関係者における DV 被害者対応への連携強化 医療関係者は、DV を発見しやすい立場にあることから、被害者の早期発見と通報について連携強化を図ります。	子ども家庭相談センター 男女共同参画課 患者相談室

基本目標２　いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

重点施策１　相談体制と機能の充実

（現状と課題）

本市では、平成 21 年 9 月から女性相談員を 1 名設置し、DV に関する相談を含めた配偶者等からの悩み事の相談を受け付けています。

本市における DV 相談状況においては、年度間で増減はあるものの増加傾向にあり、1 人の相談者への対応が長引くケースが増えていることから、相談内容が複雑多様化している傾向にあります。DV 被害者支援には、相談窓口も含め複数の関係機関による支援が不可欠であり、それら関係機関の連携が相談体制の充実には重要です。

藤枝市における DV 相談状況（相談数）

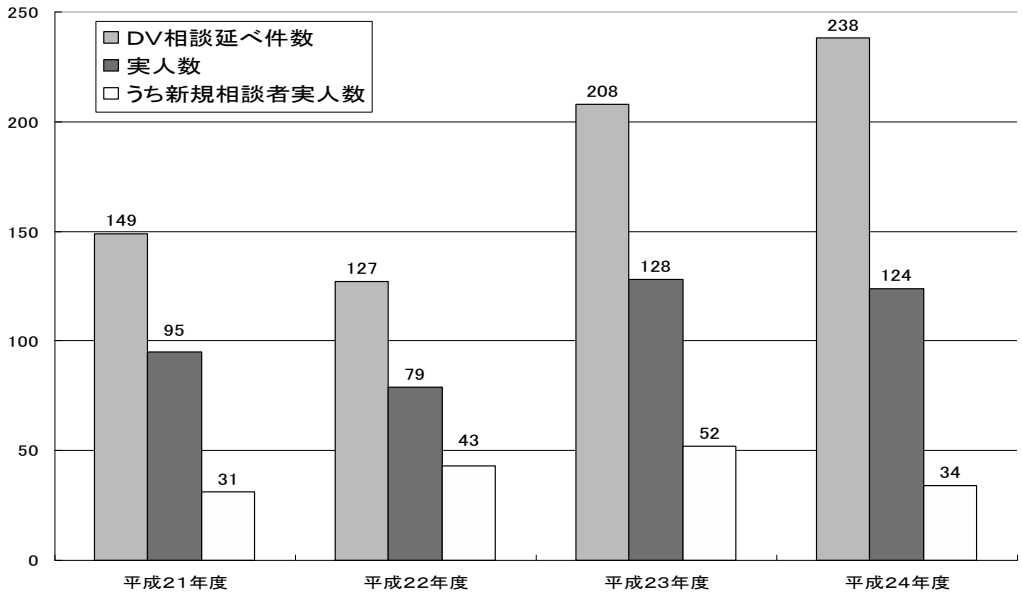

資料出所：子ども家庭相談センター

藤枝市における DV 相談状況（年代別）

（単位：人）

年　　度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
10 代	0	1	2	1
20 代	17	18	41	24
30 代	37	27	29	47
40 代	38	25	45	45
50 代	3	6	6	3
60 代以上	0	6	4	4
不明	0	0	1	0
計	95	79	128	124

資料出所：子ども家庭相談センター

藤枝市における DV 相談状況（相談経路別）

（単位：人）

年　　度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
本人	80	63	113	115
保健センター	0	0	0	0
学校関係	1	1	2	1
警察関係	3	8	2	3
他市の相談員	1	3	1	0
医療機関	2	1	0	1
縁故者・知人	5	2	9	4
その他	3	1	1	0
計	95	79	128	124

資料出所：子ども家庭相談センター

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●無料法律相談・無料人権相談の活用 市民相談センターでの法律や人権などの専門相談の活用を図っていくことで、被害者への幅広い支援を行います。	市民相談センター
●相談窓口の柔軟な対応 被害者の状況により、配慮した場所に出向いて相談を受けるなど、柔軟に対応します。	子ども家庭相談センター 男女共同参画課 市民相談センター
●男性相談の対応 DV 被害を含む男性の相談に対しても柔軟に対応します。	子ども家庭相談センター 男女共同参画課

重点施策２　相談員の資質向上

（現状と課題）

相談の主訴が、配偶者やパートナーからの暴力であっても、その背後に複合的な問題を抱えている被害者や相談内容が重層化しているケースが多く、相談員には常に新しい情報に関する知識や専門的な相談支援の対応が求められています。相談員の資質向上のために、国や県が実施する研修に積極的に参加します。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●相談員の研修・支援の充実 様々な相談や困難事例に対応できるよう、国や県主催の研修に参加し、相談員の質の向上を図ります。	子ども家庭相談センター 男女共同参画課
●ケース検討や情報交換の実施 的確な支援を実施するために、関係機関との情報共有やケース検討を通じて、相談員の資質の向上を目指します。	子ども家庭相談センター 男女共同参画課

重点施策３　外国人・高齢者・障害のある人への対応

（現状と課題）

DV防止法第23条には、「被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」と明記されています。DV 被害を受ける中で、心療内科での受診が必要となる被害者や、障害を持っているがゆえに暴力を受けている被害者もいます。日本語に不慣れな外国人は情報が不足しがちで、正しい知識が得られず、また、高齢者や障害がある人は自立が困難であることから、加害者と離れる選択ができない場合もあります。DV 相談担当課のみでの対応は非常に困難であり、関係部署との連携を図りながら、被害者の相談・支援に当たっていく必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●関係部署の連携強化 被害者の状況により、関係課と連携し、被害者の相談から自立までの支援を行います。	子ども家庭相談センター 関係部署
●通訳者との連携と研修の実施 日本語の不慣れな外国人に対し、通訳者の協力を求め、DV 被害者への支援内容を正確に伝えていきます。	男女共同参画課
●障害のある人への相談支援の充実 障害のある人からの相談に対し、障害者虐待防止センターにおいて、相談内容を的確に把握し、点字や手話等伝達手段を確保するなど、きめ細やかな対応を図ります。	自立支援課
●地域包括支援センター(安心すこやかセンター)との連携強化 高齢者虐待防止法を踏まえ、地域包括支援センターである安心すこやかセンターと連携し、高齢者に対する迅速かつ的確な支援を行います。	介護福祉課

基本目標３　DV 被害者とその子どもの安全を守る保護環境の整備

重点施策１　緊急時における安全の確保と一時保護

（現状と課題）

DV 被害は、曜日や 24 時間昼夜を問わず発生します。被害者は貴重品すら持ち出せないケースもあり、また、加害者の執拗な捜索による恐怖感から不安な生活が続きます。

被害者とその子どもの心身の安全を守るために、関係機関と連携しながら、迅速かつ円滑な支援を行っていくことが必要です。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●警察との連携強化 被害者とその同伴者の安全を確保するために、警察と密接な連携を図ります。	子ども家庭相談センター
●静岡県女性相談センターと連携した円滑な一時保護の実施 女性相談センターと連携し、迅速な一時保護に努めます。	子ども家庭相談センター
●緊急時における安全の確保 一時保護に至る前の緊急時の安全確保として、民間の宿泊施設を活用します。	子ども家庭相談センター
●緊急保護支援費支給制度の活用 所持金がない被害者に対して、宿泊代や医療費等を緊急保護支援費により支援します。	子ども家庭相談センター
●保護命令等に関する情報提供 被害者等の安全を確保するために、保護命令の申し立て方法などの情報提供をしていきます。	子ども家庭相談センター

重点施策２　被害者に関する情報の保護

（現状と課題）

DV の加害者は、被害者の居場所を執拗に探そうとします。被害者の情報を得るために行政機関等に DV の加害者であることを隠して相談したり、親戚や友人を装って電話をかけたりします。住所などの情報が加害者に伝わってしまった場合、被害者の安全な生活は望めません。加害者への対応の徹底、関係部署による被害者に関する情報の保護・管理の徹底を進めていくことが必要です。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●住民基本台帳事務における支援措置の活用 被害者の居住先の情報を守るため、住民基本台帳法に基づく「住民票の写し」「戸籍の附表の写し」の発行及び住民基本台	子ども家庭相談センター 市民課

帳の閲覧を制限する支援措置の活用を図ります。	
●関係部署による情報管理の徹底 　関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理を徹底します。	関係部署
●加害者対応の徹底 　加害者からの問い合わせに応じない等、関係部署が連携して、統一した対応の徹底を図ります。	子ども家庭相談センター 関係部署

基本目標４　DV 被害者の自立に向けたきめ細やかな支援の充実

重点施策１　生活再建に向けた支援

（現状と課題）

被害者が自立した生活を送るために、住居の問題、経済的な問題、就労の問題、離婚の問題など、解決しなければならない課題が多くあります。様々な問題を抱える被害者の自立を支えるために、各制度の周知、施策が円滑に適用されるよう支援体制の整備、弾力的な運用が求められます。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●生活保護・生活福祉資金等の適切かつ有効な活用 生活保護や生活福祉資金等の情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。	自立支援課
●母子家庭等の生活支援策の活用 児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金の貸付け、児童手当の支給等の情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。	児童課
●関係機関と連携した就労支援の強化 ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターとの連携や母子家庭自立支援給付金などの支援制度を紹介するなど、就労による自立を支援します。	子ども家庭相談センター 児童課
●公営住宅への入居 市営住宅について、DV 被害を単身入居者の条件に含め、生活基盤を確保します。	建築住宅課
●母子生活支援施設の活用 被害者の状況に応じて母子生活支援施設を活用し、自立に向けた継続的支援を実施します。	子ども家庭相談センター
●心のケア・サポートの実施 被害者の症状に応じて医療機関や適切な相談機関の紹介をします。	子ども家庭相談センター
●市民相談室・法テラス（日本司法支援センター）の活用 離婚・子供の親権・借金　等の悩みを抱えている被害者に対して、市民相談センターや法テラス等の活用の情報提供を行います。	市民相談センター 子ども家庭相談センター

重点施策２　子どもへの支援

（現状と課題）

DV の相談は子育て中の被害者が多い状況にあります。静岡県においても被害者とほぼ同数の同伴児を保護していることから、DV の問題は被害者と子どもの問題

と言えます。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」で、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力により児童に著しい心理的外傷を与えること」が児童虐待と定義されています。

DV 被害のある世帯の子どもの安全を確保し、子どもの心の健康の回復を支援するためにも、各機関が連携して支援していくことが必要です。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●子どもの心のケア 心に傷を負った子どものケアのため、児童相談所やスクールカウンセラー等による継続的な支援を行います。	子ども家庭相談センター 学校教育課
●子育て制度の情報提供・支援 新しい転居先で子どもが安心して生活できるために、放課後児童クラブや地域子育て支援センター等の情報提供を行います。	子ども家庭相談センター 児童課
●子どもの養育の支援 子どもの健全な発育・発達を促すために、家庭相談や発達相談、定期健診等の相談事業や情報提供を行います。	子ども家庭相談センター 健康推進課
●就学児・就園児の支援と配慮 転居の際、円滑な転校・転園ができるように、関係機関との連絡調整を行います。	子ども家庭相談センター 児童課 学校教育課

重点施策３　庁内の連携体制の強化

（現状と課題）

被害者が自立した生活を送るためには、解決しなければいけない課題があり、また、心身に不調を抱える被害者が少なくありません。被害者の負担を軽減し、被害者が安心して自己決定を行うことができるように、相談・保護・自立支援のそれぞれの段階で関係部署が共通認識を持ち、連携して支援を進めていくことが必要です。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●藤枝市要保護児童連絡協議会（児童虐待・DV 部会）の開催 藤枝市要保護児童連絡協議会（児童虐待・DV 部会）開催に伴い、関係機関で情報共有し、連携強化を図ります。	子ども家庭相談センター 関係機関
●関係部署とのケース会議の随時開催 被害者に対し、適切な情報提供と支援ができるように、関係機関・関係部署を交えてケース会議を随時開催します。	子ども家庭相談センター 関係機関 関係部署
●DV 相談対応マニュアルの活用 平成２３年に静岡県が作成した「DV 相談対応マニュアル」	子ども家庭相談センター

を活用し、被害者に対して迅速で的確な対応を行います。	
●被害者への同行支援の実施 被害者の安全確保と諸手続きを円滑にし、被害者の負担軽減のために同行支援を行います。	子ども家庭相談センター

重点施策４　民間支援団体等との協働・連携

（現状と課題）

被害者個々の事情に応じたきめ細かな対応を確保するためには、行政がその役割を果たすとともに、民間団体等との協働・連携が不可欠です。また、被害者の転居後の生活支援が円滑に行われるように、他自治体との連携を図ります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●人権擁護委員、民生・児童委員との連携 人権擁護委員、民生・児童委員との連携を図ることで被害者を早期に発見し、地域での支援強化を図ります。	福祉政策課 市民相談センター 子ども家庭相談センター
●転居後の生活を支える環境の整備 転居後に被害者が円滑に生活を始められるように、関係機関と綿密な引き継ぎを行います。	子ども家庭相談センター

《参考資料》

1　ＤＶ防止のための主な支援施策一覧

種別	支援策名	内容	市の窓口 実施機関
相談	女性相談員（婦人相談員）による相談	DV 相談を含む女性全般に渡る相談を面接又は電話にて受付けている。 平日 9:00～16:00	子ども家庭相談センター 子ども家庭相談センター
	県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）による電話相談	女性からの様々な相談や DV 被害女性に対する相談の受付により自立支援を行う。 9:00～20:00　毎日実施(年末年始・祝祭日除く)	子ども家庭相談センター 県女性相談センター
	県男女共同参画センター「あざれあ」による女性相談	夫や交際相手との関係、子どもや家族に関する悩みなど、女性が抱える様々な悩みに対し、相談を受けている。 電話相談 月・火・木・金曜日　9:00～16:00 水曜日　14:00～20:00 第 2 土曜日　13:00～18:00 専門相談　※要予約 DV・その他暴力に関する相談 月・木曜日　10:00～15:00 水曜日　14:00～19:00 精神科医相談　偶数月　第 4 火曜日　13:00～15:00 弁護士相談 第 1・第 3 火曜日　13:00～15:00 精神科医相談（心身） 奇数月第 3 金曜日　13:00～15:00	子ども家庭相談センター 県男女共同参画センター
	女性のための相談室	女性が抱えている様々な問題や悩みについて、女性カウンセラーにより相談を受けている。 毎週木曜日 13:30～16:15（1 日 3 組）	男女共同参画課 男女共同参画課
	男性相談員による男性専用電話相談（県男女共同参画センター「あざれあ」内）	家庭の問題や仕事・健康の悩みなど、男性が抱える様々な悩みに対し、専門の男性相談員が相談を受け付けている。 毎月第 1、第 3 土曜日 13:00～17:00	子ども家庭相談センター 県男女共同参画センター

相談	無料法律相談	市民を対象に、弁護士による民事全般又は人権に関する法律相談を無料で行っている。 市民法律相談 毎月第1、第2、第3水曜日 13:00～16:00 ＊要予約、相談時間は1人20分間	市民相談センター 市民相談センター

種別	支援施策	内容	市の窓口 実施機関
安全確保	民事法律扶助制度	経済的に余裕がない人が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替を国費により行う。	子ども家庭相談センター 市民相談センター 独立行政法人日本司法支援センター（法テラス）
	一時保護	配偶者暴力相談支援センターや児童相談所において、要保護女子や要保護児童を処遇決定までの間、一時的に保護する。	子ども家庭相談センター 県女性相談センター 児童相談所
	保護命令制度	DV防止法により定められた被害者保護のため、裁判所が相手方（加害者）に対して発する命令。命令には、接近禁止命令・退去命令・子への接近禁止命令・親族等への接近禁止命令・電話等禁止命令がある。（身体的暴力被害の継続の恐れがある場合。）	子ども家庭相談センター 裁判所
	ＤＶ１１０番登録	ＤＶ被害者や関係者の電話番号や住所、相談内容を県警本部通信指令のコンピューターに登録することにより、緊急時に１１０番通報すると、登録した内容が即時にコンピューター画面に表示され、警察が事件の内容をいち早く知ることができるとともに、警察官の現場到着時間が短縮される。登録を希望するＤＶ被害者・関係者の来署による手続が必要。	子ども家庭相談センター 警察署

種別	支援施策	内容	市の窓口 実施機関
生活支援	住民基本台帳の閲覧制限	DV加害者からの追及を抑止するため、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限するもの	市民課 市民課
	DV被害者の保護を図るための施策に必要な証明書交付	DV被害者が支援施策（健康保険の脱退、基礎年金番号変更、児童手当の受給など）を受ける際に必要となる各種証明書を県女性センターが交付する。女性相談員による面接相談を受けた者等が対象となるため、本人が市を通して申請する。市は相談内容がわかる書類を添えて証明書の交付を県へ依頼する。	子ども家庭相談センター 県女性相談センター
	医療保険への加入に係る支援措置（健康保険脱退）	DV被害者及びその同伴者が加害者の被扶養者になっている場合に、加害者からの申し出がなくても、被害者からの申請により被害者や同伴者が扶養から外れて、新しい被保険者証を取得できる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。	子ども家庭相談センター 国保年金課 国保年金課 年金事務所 各保険者
	年金の秘密保持（基礎年金番号変更等）	DV被害者たる被保険者、受給権者が配偶者に対して住所を知られないように秘密の保持に配慮して欲しい場合に、新たな年金番号の付与等が行われる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。	子ども家庭相談センター 国保年金課 国保年金課 年金事務所

生活支援	児童手当の受給	DV 被害者が、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護していて、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合には、被害者の申し出により児童手当の受給者を被害者に変更できる。DV 防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。	児童課
			児童課
	生活保護制度	病気などで働けない時、又は働いても収入が少なく、他の法律や制度によっても生活ができないときに、その世帯の収入が厚生労働大臣の定める最低生活費の基準より少ない場合に不足分の扶助を受けることができる制度。生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の８つの扶助がある。	自立支援課
			自立支援課
	児童扶養手当	18 歳に達する日以降最初の３月 31 日までの子どもがいる母子家庭・父子家庭等に支給される手当。（所得制限あり）	児童課
			児童課
	母子福祉資金貸付	母子家庭の母に対し、無利子又は低利子で生活に必要な資金を貸し出す制度。	児童課
			県こども家庭課

種別	支援策名	内容	市の窓口 実施機関
生活支援	公営住宅の優遇入居	DV防止法の規定する一時保護又は婦人保護施設へ入所措置を受けた者と保護命令の決定を受けた者は、公営住宅への入居の資格を有する。（いずれも５年以内という期限有）離婚が成立していない被害者母子及び単身の被害者も対象。	建築住宅課
			建築住宅課
	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする。	子ども家庭相談センター
			子ども家庭相談センター

種別	支援策名	内容	市の窓口 実施機関
就労支援	母子家庭等就業・自立支援センター	就業相談から就業支援講習会の実施、無料職業紹介等一貫した就業支援サービスなどを行う県の施設。県内に４か所あり、近隣では静岡市に設置。DV防止法の規定による一時保護を現在、又は過去に受けた者は利用可能。	子ども家庭相談センター
			県母子家庭等就業・自立支援センター
	母子家庭自立支援給付金	母子家庭の母が就職に役立つ技能や資格の習得のために①県指定の各種講座を受講したり②各種学校等の養成機関で２年以上就業する場合などに支給する給付金。①「自立支援教育訓練給付金事業補助金」と②「高等技能訓練促進事業補助金」がある。	児童課
			児童課

２　計画の策定経過及び策定体制

◎策定の経過

年　月　日	内　　容
平成２４年　９月２７日	第１回 ＤＶ防止基本計画策定ワーキング 【関係各課において DV 被害者支援の課題・問題点の抽出】
平成２５年　１月１５日	第２回 ＤＶ防止基本計画策定ワーキング 【計画案の作成作業】
平成２５年　５月２２日	第１回 要保護児童対策地域協議会　児童虐待・ＤＶ部会で協議 【計画概要の説明、計画素案の協議・検討】
平成２５年　５月３０日	第３回 ＤＶ防止基本計画策定ワーキング 【計画素案の協議・検討】
平成２５年　６月２６日	第２回 要保護児童対策地域協議会　児童虐待・ＤＶ部会で協議 【計画素案の協議・検討】
平成２５年　８月　７日	第１回要保護児童対策地域協議会で協議 【計画概要の説明、計画素案の協議・検討】
平成２５年　９月　６日	第４回 ＤＶ防止基本計画策定ワーキング 【計画素案の協議・検討】
平成２５年　９月２５日	第３回 要保護児童対策地域協議会　児童虐待・ＤＶ部会で協議 【計画素案の協議・検討】
平成２５年１０月２４日	第２回要保護児童対策地域協議会で協議 【計画素案の協議】
平成２５年１１月１８日	行政経営会議報告 【計画素案の説明】
平成２５年１２月１０日	藤枝市議会健康福祉委員会報告 【計画素案、パブリックコメント実施の説明】
平成２５年１２月１９日	藤枝市議会議会全員協議会報告 【計画素案、パブリックコメント実施の説明】
平成２５年１２月２０日 平成２６年　１月２１日	パブリックコメントの実施 【市民からの意見募集】
平成２６年　２月１０日	行政経営会議報告 【パブリックコメント結果の報告】
平成２６年　３月　５日	藤枝市議会健康福祉委員会報告 【パブリックコメント結果の報告】
平成２６年　３月１３日	第３回要保護児童対策地域協議会で協議 【パブリックコメント結果の報告】
平成２６年　３月　末日	藤枝市議会各派・関係各課 【計画書完成版配布】

◎委員名簿

・藤枝市要保護児童対策地域協議会

No.	役　　職　　名	団体・関係機関
1	学識経験者 染葉学園　東海福祉専門学校　校長	教育関係
2	静岡県中部健康福祉センター代表 福祉こども課　課長	児童福祉関係
3	静岡県中部健康福祉センター相談部代表 相談部長兼静岡県中央児童相談所長	児童福祉関係
4	社会福祉法人　春風寮 児童家庭支援センター　センター長	児童福祉関係
5	藤枝市内保育所代表 前島保育園　園長	児童福祉関係
6	藤枝市社会福祉協議会代表 常務理事兼事務局長	児童福祉関係
7	藤枝市健康福祉部 部長	児童福祉関係
8	志太医師会代表 理事　みやはら内科クリニック　院長	保健・医療関係
9	藤枝市立総合病院医師代表 副院長	保健・医療関係
10	藤枝市私立幼稚園協会代表 瀬戸谷幼稚園　園長	教育関係
11	藤枝市内小学校代表 藤枝市立青島小学校　校長	教育関係
12	藤枝市教育委員会代表 教育部長	教育関係
13	藤枝警察署代表（志太･榛原地区少年サポートセンター代表も兼ねる） 生活安全課　課長	警察・司法関係
14	静岡県弁護士会代表 藤枝のぞみ法律特許事務所	警察・司法関係
15	藤枝市人権擁護委員会代表　会長	警察・司法関係
16	藤枝市自治会連合会代表 広幡支部長	地域住民関係
17	藤枝市民生委員児童委員協議会代表 母子父子福祉部会長	地域住民関係
18	藤枝市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会代表　会長	地域住民関係

・藤枝市要保護児童対策地域協議会　児童虐待・ＤＶ部会委員

No.	役　　職　　名
1	中部健康福祉センター相談部（静岡県中央児童相談所）育成課育成第２班班長
2	中部健康福祉センター相談部（静岡県中央児童相談所）育成課育成第２班主査
3	中部健康福祉センター相談部（静岡県中央児童相談所）育成課育成第２班主任
4	中部健康福祉センター相談部（静岡県中央児童相談所）虐待対応協力員
5	藤枝警察署　生活安全課　生活安全対策係長
6	志太・榛原地区少年サポートセンター長
7	藤枝市立総合病院　小児科部長
8	藤枝市立総合病院　4 階 A 病棟看護師長
9	藤枝市立総合病院　地域医療連携センター　患者相談室主査
10	学校教育課指導主事
11	健康推進課主任主査
12	自立支援課主任主査
13	社会福祉法人春風寮　児童家庭支援センターはるかぜ　相談支援員
14	社会福祉法人春風寮　児童家庭支援センターはるかぜ　相談支援員

・ＤＶ防止基本計画策定ワーキング

No.	役　　職　　名
1	子ども家庭相談センター所長
2	子ども家庭相談センター係長
3	男女共同参画課主幹
4	市民相談センター係長
5	福祉政策課主幹
6	児童課係長
7	自立支援課主任主査
8	介護福祉課係長
9	健康推進課係長
10	建築住宅課係長
11	患者相談室係長
12	学校教育課指導主事

３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
（平成十三年法律第三十一号）
最終改正：平成二十五年法律第七十二号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則
（定義）
第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
（国及び地方公共団体の責務）
第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）
第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）
第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（警察本部長等の援助）
第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
（福祉事務所による自立支援）
第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
（苦情の適切かつ迅速な処理）
第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）
第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、

その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該

子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族

等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）
第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（保護命令の申立てについての決定等）
第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二

項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護

命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２ 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二補則

（この法律の準用）

第二十八条の二第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又はった者同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２ 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

１ この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

４　用語の解説

あ行

一時保護

ＤＶの危険度が高く、避難が必要な場合に、一時保護施設等において一時的に保護をすること。滞在中は、食事等が提供されるほか、自立して生活するための相談を受けることができる。滞在は概ね２週間を目途としている。集団生活となり、生活上のルールがあるため、入所にあたっては被害者に対し、一時保護のシステムを説明し、本人の意向を確認し、県の女性相談センターへ入所依頼を行う。

さ行

静岡県女性相談センター（婦人相談所）

女性からの様々な相談に応じている県の機関。婦人相談所は売春防止法第３４条に基づき、各都道府県に必ず１つ設置されている。

平成１３年４月に成立したＤＶ防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられた。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のことを指す。児童・生徒・学生の不登校や、校内・学内での種々の問題行動等の対応に当たっては、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められることがある。各教育機関において、そのような高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職の専門家である。

相談窓口案内カード

名刺サイズの大きさで、相談窓口の案内を記載したカード。

た行

地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児についての相談や指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。本事業の実施主体は、市町村のほか、市町村が保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に委託して実施することもできる。

地域包括支援センター（安心すこやかセンター）

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置される。2005 年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。 要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

デートＤＶ

同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。高校生や大学生等の若い世代の恋人間に起こるＤＶ。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人からの暴力。暴力には身体的暴力だけでなく、生活に必要なお金を渡さないなどの経済的暴力、無視する、脅す、罵るなどの精神的暴力、生活や人間関係などに対して監視、制限するなどの社会的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力がある。

は行

配偶者暴力相談支援センター

ＤＶ防止法に規定され、被害者の相談やカウンセリング、被害者及び同伴家族の一時保護、保護命令制度の利用などの各種情報の提供等の業務を行っている。都道府県の婦人相談所等（静岡県では県女性相談センター）がその機能を果たしている。

法テラス（日本司法支援センター）

総合法律支援法に基づく法人。特定公益増進法人に認定されている。日本中で法的トラブル解決のための情報・サービスを受けられる社会を目指し設立された機関。愛称は法テラスで、「法で社会を明るく照らす」「陽当たりの良いテラスのように皆様が安心できる場所にする」という思いを込めている。

母子家庭等就業・自立支援センター

各都道府県で実施している事業で、母子家庭の母等の就業による自立を支援するため、個々の状況に応じた就業相談や母子福祉施策を活用するための情報提供など、きめ細かい相談を行っている。

母子生活支援施設

1947（昭和２２）年に制定された児童福祉法に定められる施設。１８歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満２０歳になるまで利用が可能） さまざまな事情で入所した母親と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援している。

参考 ＜児童福祉法第３８条＞

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の５つの類型がある。詳細はＤＶ防止法第四章を参照。

や行

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第２５条の２の第１項により、要保護児童やDV被害者に対し、早期発見や適切な支援を図ることを目的として設置している協議会。自治会、民生委員児童委員協議会、保育所、幼稚園、学校、警察、行政などの関係機関の連携強化を図っている。

藤枝市ＤＶ防止基本計画（藤枝市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

策定：平成２６年３月
発行：藤枝市健康福祉部子ども家庭相談センター
〒426-8722 藤枝市岡出山１丁目 11 番１号
電話 054－643－7227　　ＦＡＸ054－643－3260
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/
E-mail　kodomo@city.fujieda.shizuoka.jp

健康寿命をのばそう！Award

2013 年、厚生労働省が創設した、健康増進・生活習慣病予防に対する優れた啓発・取組の表彰制度「第 1 回健康寿命をのばそう！アワード」において、本市の「めざそう！健康・予防　日本一ふじえだプロジェクト」が**厚生労働省健康局長自治体部門優良賞**を受賞しました。